

このパンフレットに書かれている内容は一例です。さらに詳しくお知りになりたい方は、(一社)日本児童出版美術家連盟HPの「読み聞かせ応援隊」のチャートをチェックしてください。

右のQRコードか、パソコンから「どうびれん 読み聞かせ応援隊」と検索してください。



著作者の許諾が必要になった場合は、上記 HP から「読み聞かせ」ガイドラインをダウンロードし、「著作物利用許可申請書」を出版社に送ってください。



教育機関以外の皆さんがインターネットに読み聞かせ動画を掲載する場合は、著作者の許諾が必要です。

LIVEや録画など、オンライン上で「読み聞かせ」を実施する事を検討している場合は、読み聞かせをされたい絵本を出版している出版社におたずねください。



一般社団法人日本児童出版美術家連盟
〒160-0022 東京都新宿区新宿2-7-3 ヴェラハイツ新宿301

チャートの詳しい回答

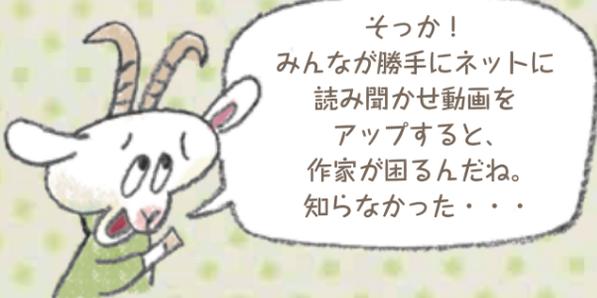
○① 問題ありません。
私的利用の範囲でしたら、著作者の許諾は必要ありません。

△② ほとんどの場合、問題ありません。
表紙全体(書影)の紹介は本来、許諾が必要ですが、無許諾での利用を認めるのが慣例となっています。公式に書影の無許諾利用を認めている出版社も少なくありません。一方で、許諾を求める出版社や著作権者もあるので、書影利用のルールを各出版社のHP等で確認してから使うと安心できるでしょう。ブックリストに書影を載せる場合も同様です。

○③ 問題ありません。
私的利用の範囲なら問題ありません。ただし、不特定多数の人が見たり受け取ったりする場合は、許諾が必要です。無許諾でインターネットやSNSにアップロードすることもご遠慮ください。

○④ 問題ありません。
ただし、文章を変えて読んだり拡大コピーを使うことは、著作者の許諾が必要です。

×⑤ 広告収入を得ているかどうかに関わらず、本の中身をインターネットに掲載する場合は、著作者の許諾が必要です。
インターネットは、不特定多数の人が自由に閲覧できるシステムです。収入の有無に関わらず私的利用を超えるため許諾が必要です。本の中身は「著作権法」により、著作者の権利がまもられています。表紙以外の本の中身がわかるような内容をインターネットに掲載する場合は、著作者の許諾が必要です。



×⑥ 不特定多数で利用する場合、表紙全体の掲載以外は著作者の許諾が必要です。

表紙全体(書影)の掲載は、ほとんどの場合問題ありません(②参照)が、表紙の一部、あるいはキャラクターを切り抜いて使用したり、ポスターやチラシの全面または、ほぼ全面に使用したりする場合は、著作者の許諾が必要です。また中身の画像は、大きさ等に関わらず許諾が必要です。

△⑦ 場合によって、著作者の許諾が必要です。
本を読んでいる人を録画する目的の動画であっても、本のストーリーの一部やネタバレを含む音声、本の中身がわかるようなアップ画像が含まれる場合は、インターネットへの掲載に著作者の許諾が必要です。「読み聞かせをしている風景」とは、読んでいる人と聞いている人が同一画面に映っていて絵本はその中に小さく映り込んでいる写真や動画です。読んでいる人と絵本画面のみの場合は、「読み聞かせをしている風景」ではないので×(⑤参照)

△⑧ 本のストーリー全体がわかるような場合には、著作者の許諾が必要です。
本の紹介であらすじを載せる場合、本のストーリー全体がわかるような内容を無断で公表することは禁じられています。ご配慮のうえ、行なってください。

×⑨ 著作者の許諾が必要です。
「読み聞かせ」をする人や団体が報酬を得る場合、または入場料などが発生する有料の会の場合は、必ず著作者の許諾をとってください。

「私的利用の範囲」の目安は、家族や親しいお友達まで。その他の人までひろげると「不特定多数」になるんだね



(イラスト: ひらてるこ デザイン: すみもとなみ)
このパンフレットの内容は2022年11月現在のものです。

ルールをまもって楽しい時間

絵本 「読み聞かせ」 のきまりごと

子どもたちの大好きな絵本の「読み聞かせ」。

楽しいふれあいのため、

本好きの子どもを育てるためにも

たくさん読んであげたいものです。

でも、少し待って。

「読み聞かせ」には法律で定められたルールがあります。

著作権法を正しく知って、

絵本のすてきな世界を届けましょう。



チャートへGO!

絵本の「読み聞かせ」 こんなときはどうするの？

絵本を子どもたちに「読み聞かせ」したい。
そんな時はどんなことに注意すればいいのでしょうか。
ケース別チャートでみていきましょう。

start!

1

個人の方

自宅など
プライベートな
空間で対面で

Aへ進む

幼稚園や
学校などで
対面で

Bへ進む

2

PTA、
「読み聞かせ」団体、
イベント会社
等の方

「読み聞かせ」を
している風景を
撮影、録画して

Cへ進む

◎「読み聞かせ」をしている風景
については、ウラ面⑦へ

会場で対面で

Bへ進む

3

幼稚園、保育所、小中学校、
認定子ども園、学童保育 等
教育機関の先生

授業や
保育目的の
対面で

Dへ進む

◎チャート内のマークの見方

- ◎①—ウラ面でこの番号の
詳しい回答をご確認ください
- 著作者の許諾は必要ありません
- ×⑤—著作者の許諾が必要です
- △⑦—場合によって
著作者の許諾が必要です

子どもたちに
読み聞かせを
してあげたいわ！

いいね！
やってみよう

わたしたちは
どわかしたらね？

A

- ▶ 自分^{◎①}の子どもに読む
- ▶ 子どもの友人など限られた少人数を集めて読む
- ▶ 自分^{◎①}の子どものために、ペープサート、エプロンシアター、パネルシアター、布絵本を作る

B

- ▶ 有料で「読み聞かせ」を行う
- ▶ 市区町村やPTA等から報酬が出る(交通費・昼食代等の経費を除く)
- ▶ 幼稚園や学校等のPTA活動、ボランティアとして限られた空間で無料で「読み聞かせ」を行う
- ▶ 原作をペープサート、エプロンシアター、パネルシアター、紙芝居等に作り変えたものを上演する
- ▶ 拡大コピーや手描きで大型絵本に作り変えたもので読み聞かせをする
- ▶ 読み聞かせの動画やパワーポイントを使って会場内で上映する
- ▶ イベント告知用のポスターやチラシを作る
- ▶ コピーなど紙でおすすめの本を紹介する

C

- ▶ 個人^{◎③}の子どもに見せる
- ▶ 少人数^{◎③}の子どもに自宅などで見せる
- ▶ 多人数^{×⑤}の子どもに見せる
- ▶ 「読み聞かせ」をしている風景のみをHPや動画サイトにアップロードする
- ▶ 音声や画像で本文の一部だけが鑑賞できる形でHPや動画サイトにアップロードする
- ▶ 音声や画像で本文の全てが鑑賞できる形でHPや動画サイトにアップロードする
- ▶ 画像や動画でおすすめの本を紹介する

- ▶ 自分の子どものために作ったペープサート、エプロンシアター、パネルシアター等を図書館や幼稚園等に寄付する
- ▶ コピー、スキャニング、写真等を自分^{◎①}の子どものためにとる
- ▶ コピー、スキャニング、写真等を家族や子どもの友人など限られた少人数に配る

- ▶ コピー、スキャニング、写真等をたくさんの人に配る
- ▶ 自分^{◎③}の子どものためにキャラクターを衣類や持ち物に刺繍やアプリケをする
- ▶ キャラクターを利用して作った物をバザーやガレージセールなどで販売する



D

教育機関において、授業や保育目的での対面での「読み聞かせ」は自由に行なえます。著作権法では「学校の先生は、自分の授業で必要とする範囲で、授業を受ける児童や生徒に、本などの著作物を著作者の許可(許諾)を得ることなく利用することができる」とされているからです。詳しくは文化庁HP「著作物が自由に使える場合」をご覧ください。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyou.html



先生だけがネットで読み聞かせできるのはなぜ? 授業目的公衆送信補償金制度(通称サートラス)に登録している教育機関の先生は、オンライン授業等にも必要とする範囲で本などの著作物を利用できるからです。サートラスは、教育機関から集めた補償金を授業で利用された分にに応じて著作者に支払います。詳しくはサートラスHPをご覧ください。



C

- ▶ 個人^{◎③}の子どもに見せる
- ▶ 少人数^{◎③}の子どもに自宅などで見せる
- ▶ 多人数^{×⑤}の子どもに見せる
- ▶ 「読み聞かせ」をしている風景のみをHPや動画サイトにアップロードする
- ▶ 音声や画像で本文の一部だけが鑑賞できる形でHPや動画サイトにアップロードする
- ▶ 音声や画像で本文の全てが鑑賞できる形でHPや動画サイトにアップロードする
- ▶ 画像や動画でおすすめの本を紹介する



E

- ▶ 表紙全体をポスターやチラシの一部分に載せる
- ▶ 表紙全体や一部分をポスターやチラシの全面またはほぼ全面に載せる
- ▶ 表紙のキャラクターの部分だけを切り抜いて載せる
- ▶ 本のキャラクターを手描きして載せる
- ▶ 本の中身の画像を載せる



F

- ▶ 表紙全体の画像を載せる
- ▶ 表紙の一部の画像を載せる
- ▶ あらすじを載せる
- ▶ 絵本の中身の画像を載せる

※ブックリストを紙で配布だけでなく、インターネットやSNSなどにアップするのは、上記のいずれにあたるかにより判断されます。

絵本「読み聞かせ」のきまりごと

こどもたちの大好きな絵本「読み聞かせ」。
 楽しいふれあいのため、
 本好きのこどもを育てるためにも
 たくさん読んであげたいものです。
 でも、少し待って。
 「読み聞かせ」には法律で定められたルールがあります。
 著作権法を正しく知って、
 絵本のすてきな世界を届けよう。



チャートへGO!

表面

チャートの詳しい回答

- Q1 問題ありません。
私利利用の範囲でしたら、著作権者の許諾は必要ありません。
- Q2 ほとんどの場合、問題ありません。
表紙全体(書影)の紹介は本来、許諾が必要ですが、無許諾での利用が慣例となっています。公式に書影の無許諾利用を認めている出版社も少なくありません。一方で、許諾を求める出版社や著作権者もあるので、書影利用のルールを各出版社のHP等で確認してから使うと安心できます。ブックリストに書影を載せる場合も同様です。
- Q3 問題ありません。
私利利用の範囲なら問題ありません。ただし、不特定多数の人が見たり受け取りたりする場合は、許諾が必要です。無許諾でインターネットやSNSにアップロードすることもご遠慮ください。
- Q4 問題ありません。
ただし、文章を変えて読んだり拡大コピーを使うことは、著作権者の許諾が必要です。
- Q5 広告収入を得ているかどうかに関わらず、本の中身をインターネットに掲載する場合は、著作権者の許諾が必要です。
インターネットは、不特定多数の人が自由に閲覧できるシステムです。収入の有無に関わらず私利私欲を超えらるため許諾が必要です。本の中身は「著作権法」により、著作権者の権利がまもられています。表紙以外の本の中身がわかるような内容をインターネットに掲載する場合は、著作権者の許諾が必要です。
- Q6 不特定多数で利用する場合、表紙全体の掲載以外には著作権者の許諾が必要です。
表紙全体(書影)の掲載は、ほとんどの場合問題ありません(※参考)が、表紙の一部、あるいはキャラクターを切り抜いて使用したり、ポスターやチラシの全面または、ほぼ全面に使用したりする場合は、著作権者の許諾が必要です。また中身の画像は、大きさ等に問わず許諾が必要です。
- Q7 場合によって、著作権者の許諾が必要です。
本を読んでいる人を録音する目的の動画であっても、本のストーリーの一部やネタバレを含む音声、本の中身がわかるようなアップ画像が含まれる場合は、インターネットへの掲載に著作権者の許諾が必要です。「読み聞かせをしている風景」とは、読んでいる人と読んでいる人が同一画面に映っている写真や動画です。読んでいる人と絵本画面のみの場合は、「読み聞かせをしている風景」ではないのでX(※参考)
- Q8 本のストーリー全体がわかるような場合には、著作権者の許諾が必要です。
本の紹介であらすじを載せる場合、本のストーリー全体がわかるような内容を無断で公表することは禁じられています。ご配慮のうえ、行なってください。
- Q9 著作権者の許諾が必要です。
「読み聞かせ」をする人や団体が報酬を得る場合、または入場料などが発生する有料の会の場合は、必ず著作権者の許諾をとってください。

このパンフレットに書かれている内容は一例です。さらに詳しくお知りになりたい方は、(一社)日本児童出版美術家連盟HPの「読み聞かせ応援隊」のチャートをチェックしてください。
 右のQRコードか、パソコンから「どうひけん 読み聞かせ応援隊」と検索してください。

「読み聞かせ応援隊」だね!

著作権者の許諾が必要になった場合は、上記HPから「読み聞かせ」ガイドラインをダウンロードし、「著作物利用許可申請書」を出版社に送ってください。

「読み聞かせ会」は自由に行えます。著作権法では「学校児童や生徒に本などの著作物を著作権者の許可(許諾)を得ることなく利用することができる」とされている。詳しくは文化庁HP「著作権」から。詳しくは文化庁HP「著作権」が自由に使える場合、をご覧ください。
<https://www.bunkyo.go.jp/aijishu/chochokan/sekaiho/kakushin/syosaku/20180301.html>

教育機関以外の方がインターネットで読み聞かせ動画を掲載する場合は、著作権者の許諾が必要です。
 LIVE配信など、オンライン上で「読み聞かせ」を実施する事を検討している場合は、読み聞かせをされた絵本を出版している出版社におたずねください。

先生だけがネットで読み聞かせできるのはなぜ? 授業目的の公開送信権制度(講師サポート)に登録している教育機関の先生は、オンライン授業等にも必要とする範囲で本などの著作物を利用できるからです。サポートは、教育機関から集めた授業金を授業で利用されたかに応じて、著作権者に支払われます。詳しくはサポートHPをご覧ください。

こどもの学校の先生から絵本の読み聞かせ動画が来たね! 私たちPTAも配信しましょう!
 ちよつと待った! 一部の絵本はネットでの公開ができません。必ず事前にPTAのホームページを見てね。

うちのふろくくん、とっても上手に読んでいるわ! 動画、撮ってあげよう!
 ママ! ネットにのせるのはやめてね。

イベントのポスター作りにもルールがあるんだね。
 ルールが分かんば簡単だね。

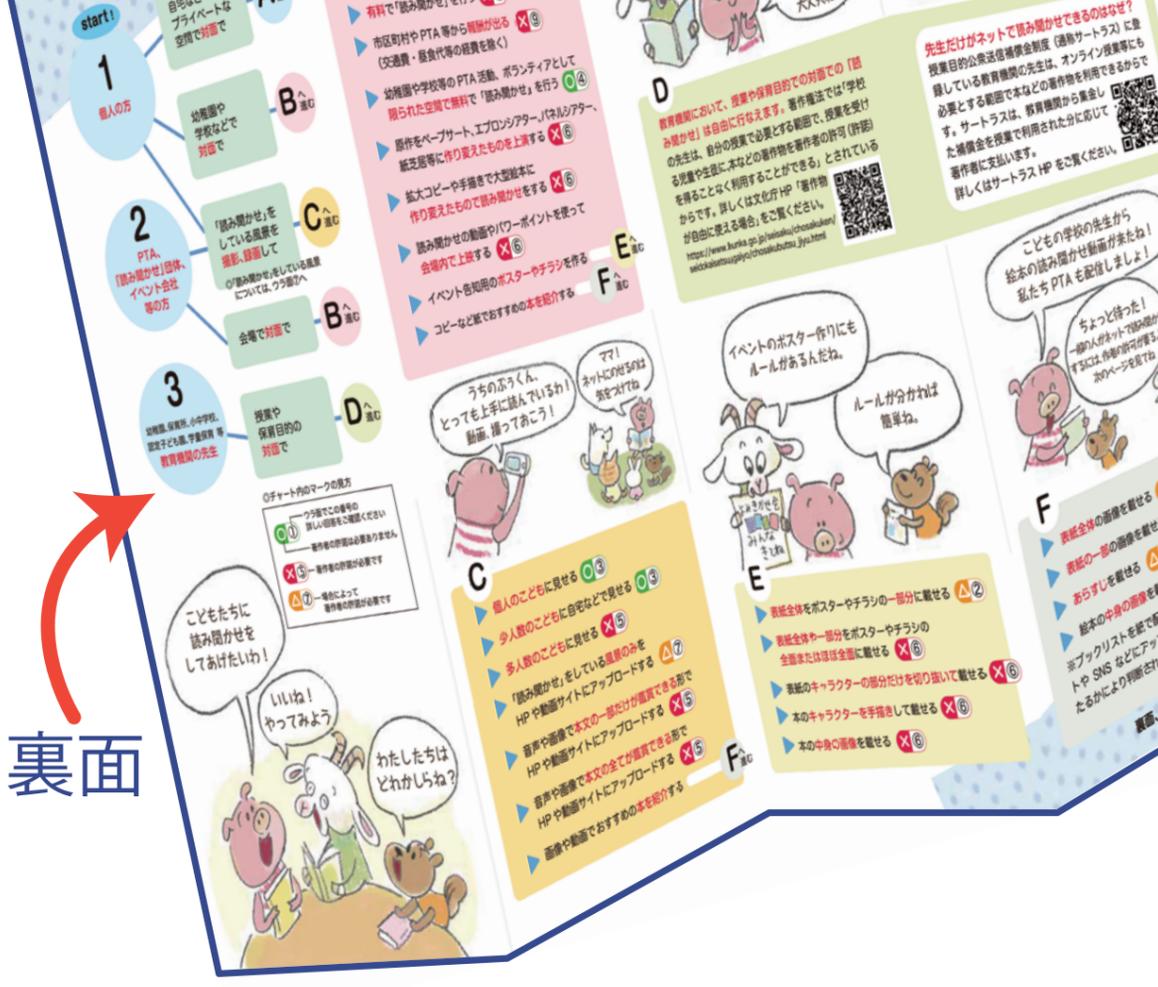
みんなが勝手にネットに読み聞かせ動画をアップするんだね。作業が回らなくなるから...
 そっか! みんなが勝手にネットに読み聞かせ動画をアップするんだね。作業が回らなくなるから...

「私利利用の範囲」の目安は、家族を超しい赤友達まで、その他の人までしるけると「不特定多数」になるんだね。

一般社団法人日本児童出版美術家連盟
 〒160-0022 東京都新宿区新大塚2-7-3 ユーライオン新大塚301

絵本の「読み聞かせ」 こんどきはどするの?

絵本をこどもたちに「読み聞かせ」したい。そんな時はどんなことに注意すればいいのでしょうか。ケース別チャートであていきましょう。



裏面

パンフレットの作り方 表面の白地と裏面の白地を貼り合わせてください。